

身体的拘束等の適正化のための指針

株式会社 南阿蘇ケアサービス
多機能型事業所き・き

第1条 身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、子どもの生活や学びの自由を制限することであり、心身の発達や尊厳ある生活を阻害するものである。当事業所では、子どもの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、発達支援に資する関わり、子どもが安心して過ごせる環境調整や、主体性を尊重した支援の実施に努める。

第2条 身体拘束禁止の規定及び身体的拘束等への対応原則

1. 児童福祉法及び関連法令等は、「指定通所支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他 利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行って はならない。」「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他 必要な事項を記録しなければならない。」としている。
2. 緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、次の三つの要件を全て満たし、かつ「身体的拘束防止委員会」において定めた手順に従って行う必要最小限のものとする。
 - ① 切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
3. 上記、三つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議・確認し、児童発達支援管理責任者、管理者の確認を受け（両者の確認がうけられない場合は可能な限り早期に）、また、速やかに家族、利用者代理人に説明・報告し同意を得る。また、それらの記録は「身体的拘束防止委員会」において定めた書式において記録されていることを必須の要件とする。
4. 身体的拘束の継続の如何は隨時検討し、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力を行う。

第3条 緊急避難的行為に対する対応

前条の規定によらず、「さし迫った危険を避ける」ためにやむなく行う拘束は、刑法及び民法上の規定により法行為とはならない事もあるが、「さし迫った危険」を回避した時点で前条の規定による手続きを経る。

第4条 身体的拘束等の実施に係る記録

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、拘束の方法と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ児童発達支援管理責任者、管理者の確認を記載し、2年間保存しなければならない。

第5条 身体的拘束防止委員会

1. 当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体的防止委員会を設置する。身体拘束を廃止、又は極力回避するために、2ヶ月に一度委員会を開催し、前条の記録の報告に基づき、適正に運営されているかを分析し、検証する。

- ① 設置目的 事業所内での身体拘束防止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
 - 身体拘束を実施した場合の解除の検討
 - 身体拘束防止に関する職員全体への啓発
- ② 身体的拘束防止委員会の構成員
 - 代表、副代表、課長、主任、副主任、管理者
- ③ 身体的拘束防止委員会の開催
 - ・2か月に一回以上定期開催を行う
 - ・必要時は隨時行う
 - ・例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態においては、多職種共同での委員会を開催できないことが予想される。そのため、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録する。その後速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得る。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除する。

第6条 身体的拘束等に係る研修

- 1. 介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束防止と人権を尊重したケアの励行を図り職員研修を行う。
 - ① 定期的な教育・研修（年二回の実施）
 - ② 新人職員に対する身体拘束防止のための研修の実施
 - ③ その他の必要な教育・研修の実施

第7条 身体的拘束等の適正化のための指針の閲覧

この指針は、当事業所において、いつでも自由に閲覧することができる。

第8条 本指針は、身体的拘束防止委員会の議を経て、代表者が改正する。

以上

2022年8月1日制定